

## 1. 15年4月から16年9月の全体的な進捗状況及びそれに対する評価

- ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の計画期間も、平成16年9月末日を以って全体の4分の3が経過した。
- ・平成15年度に計画通り各項目毎の行内態勢の整備を終え、平成16年度は機能強化計画の実践年度として位置付け、本支店一丸となった取組を実施しているところである。
- ・成果としては、政府系金融機関・中小企業支援センターとの協調による創業者向け融資の取組 新事業向け融資の取組 「しまぎんビジネスローン:トップ」の取組 中小企業再生支援協議会の活用による支援具現化 「しまぎんビジネス情報仲介制度」の活用等である。
- ・取引先の早期事業再生に向けた取組については、あおぞら銀行との「アドバイザー・サービス契約」締結 企業再生ファンドを活用した「地域企業再生スキーム」への参加等により態勢を構築した。
- ・「与信取引に関する説明態勢」・「相談苦情処理機能」は、規程・マニュアルの制定及び一部規程を改定したことで実効性は高まった。
- ・情報開示面においては、平成16年6月期より四半期決算・リリースを実施 お客様に分かりやすいディスクロージャー誌の工夫 「しまぎん経営情報説明会」の継続実施等により、「当行の経営の透明性」を一段とアピールすることができたと判断している。
- ・要注意先債権等の健全債権化へ向けた取組は、「経営改善支援取組先」35社のうち7先(平成15年度6先、平成16年度上期1先)がランクアップしており、成果が着実に上がっているものと認識している。
- ・以上、全体の進捗は計画通りに推移しており、引続き16年度下期も全員が一丸となって一層の成果を上げるべく取組を強化していく。
- ・尚、本計画については「当行の今までの経営方針の再点検」と位置づけていることから、その方向は計画終了後においても何ら変わることはなく、計画終了後も、培われたノウハウを存分に生かすことで更なるリレーションシップに努め、「健全な融資慣行の確立」「借り手との情報の共有と相互理解の向上」を図っていく。

## 2. 16年4月から16年9月までの進捗状況及びそれに対する評価

- ・平成16年度上期は機能強化計画の実践年度として位置付け、本支店一丸となった取組を実施しているところである。
- ・実践年度として位置づけるからには当然のことながら成果物が必要であり、そういった趣旨を鑑み16年度上期からは、月次計画に対する実績フォローの際に主要計数も取り纏めた上で、経営会議・取締役会に報告し、全役員が共通認識の下で取組強化を図っている。
- ・成果は、上記1.に記載のとおりであり、計画どおりに進捗している。
- ・そして、これらの成果は、計画に基づき外部研修参加・内部研修開催等による人材育成、規程・マニュアル制定等による態勢整備、政府系金融機関等との業務提携・情報交換等を実施してきたことによるものである。

## 2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
・中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	専門知識の習得を図る一方、創業、新事業融資の取組スタンスを明確化する。	・審査能力の向上 取組	・同左	(15年上期) ・介護関連業種の財務データ整備 ・外部研修・内部研修の参加者決定 (15年下期) ・外部研修に計4名参加 ・3月に各種マニュアルを作成し、行内周知 ・融資トレーニー2回実施 ・3月に行内研修実施 (16年上期) ・介護関連業種の財務データ追加整備 ・融資トレーニー4回実施 ・「創業・新事業融資取組マニュアル(顧客向け)」の営業店備置	(16年上期) ・介護関連業種の財務データ追加整備 ・融資トレーニー4回実施 ・「創業・新事業融資取組マニュアル(顧客向け)」の営業店備置	・外部研修、行内研修 ・各種マニュアルの作成 ・業種データの整備

<p>(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施</p>	<p>目利きノウハウの習得を図る研修を実施する。</p>	<p>・目利きノウハウの習得取組</p>	<p>・同左</p>	<p>(15年上期)          ・外部研修の参加者決定          ・通信研修受講者決定          (15年下期)          ・外部研修に計4名参加          ・通信研修受講          ・工場見学(5社)実施          ・3月に各種マニュアルを作成し、行内周知          (16年上期)          ・外部講師招聘し、介護事業に関する行内研修開催          ・工場見学(5社)実施          ・通信研修受講          ・リレバン検定試験          「目利きコース」に10名が合格し、[創業・新事業支援アドバイザー認定証]を取得</p>	<p>(16年上期)          ・外部講師招聘し、介護事業に関する行内研修開催          ・工場見学(5社)実施          ・「創業・新事業支援アドバイザー認定証」を10名が取得          ・通信研修受講          ・リレバン検定試験          「目利きコース」に10名が合格し、[創業・新事業支援アドバイザー認定証]を取得</p>	<p>・外部研修、行内研修          ・各種マニュアルの作成          ・通信研修の受講推奨          ・工場見学等の実施</p>
<p>(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画</p>	<p>知的財産権・技術力を評価できるノウハウの蓄積等が必要である。</p>	<p>・会議参加</p>	<p>・同左</p>	<p>(15年上期)          ・第一回金融会議に参加          (15年下期)          ・各関連会議に参加          ・「出雲産学官交流フォーラム」への参加を決定          (16年上期)          ・各関連会議に参加          ・「出雲産学官交流フォーラム設立記念大会」に1名参加</p>	<p>(16年上期)          ・各関連会議に参加          ・「出雲産学官交流フォーラム設立記念大会」に1名参加</p>	<p>・産業クラスター金融会議          ・情報の提供</p>

<p>(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化</p>	<p>政府系金融機関との情報交換を行う。</p>	<p>・情報交換</p>	<p>・同左</p>	<p>(15年上期)          ・当地の政府系金融機関支店・事務所に訪問し情報交換          (15年下期)          ・当地の政府系金融機関支店・事務所に訪問し情報交換          ・2月に日本政策投資銀行と業務協力協定を締結          ・3月に中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結          (16年上期)          ・4月に「しまぎんビジネス情報仲介制度」を制定し、施行・運用を開始          ・5月に商工組合中央金庫と業務連携・協力に関する覚書を締結</p>	<p>(16年上期)          ・4月に「しまぎんビジネス情報仲介制度」を制定し、施行・運用を開始          ・5月に商工組合中央金庫と業務連携・協力に関する覚書を締結</p>	<p>・定例情報交換          ・行内独自の「情報仲介スキーム」の創設          ・各政府系金融機関との業務提携</p>
<p>(5)中小企業支援センターの活用</p>	<p>同センターの支援機能を行員に認識させ、その活用を図る。</p>	<p>・左記態勢整備</p>	<p>・同左</p>	<p>(15年上期)          ・各地区のセンターに訪問し、情報交換          (15年下期)          ・同上          (16年上期)          ・各地区のセンターに訪問し、情報交換          ・松江地区の営業店店頭、センター作成の「開業・経営革新等に係る冊子」を備置</p>	<p>(16年上期)          ・各地区のセンターに訪問し、情報交換          ・松江地区の営業店店頭、センター作成の「開業・経営革新等に係る冊子」を備置</p>	<p>・定例訪問の実施</p>

2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みを整備する。	左記態勢整備		(15年上期) ・政府系金融機関等に訪問し、各機能について情報交換 (15年下期) ・第二地銀協加盟 行「ビジネス情報交換制度」の情報交換担当者決定 ・3月に情報仲介スキーム取り纏め ・2月に日本政策投資銀行と業務協力協定を締結 ・3月に中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結 (16年上期) ・4月に「しまぎんビジネス情報仲介制度」を制定し、施行・運用を開始 ・5月に商工組合中央金庫との業務連携・協力に関する覚書を締結	(16年上期) ・4月に「しまぎんビジネス情報仲介制度」を制定し、施行・運用を開始 ・5月に商工組合中央金庫との業務連携・協力に関する覚書を締結	提携先、情報提供方法、対価、情報管理方法の検討・実施
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	(別紙様式3-2、3-3及び3-4参照)					

(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	中小企業支援スキルの習得を図る研修を実施する。	・支援スキルの習得 ・取得組	・同左	(15年上期) ・8月、外部研修に1名参加 ・8月、外部講師招聘し、行内研修会開催 (15年下期) ・外部研修に計5名が参加 ・行内研修を計2回実施 ・通信研修受講 (16年上期) ・外部研修に計2名が参加 ・行内研修を1回実施 ・通信研修受講 ・リレバン検定試験 「中小企業経営支援コース」に16名が合格し、[中小企業経営支援アドバイザー認定証]を取得	(16年上期) ・外部研修に計2名が参加 ・行内研修を1回実施 ・通信研修受講 ・リレバン検定試験 「中小企業経営支援コース」に16名が合格し、[中小企業経営支援アドバイザー認定証]を取得	・外部研修、行内研修 ・通信研修の受講推奨
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	中小企業の代表者や財務担当者を対象とした財務セミナーを開催する。	・セミナー開催	・同左	(15年上期) ・政府系金融機関等に訪問し、各機能について情報交換 (15年下期) ・12月に「あいおい損害保険」と共催で建設業者向けセミナーを開催 (16年上期) ・8月に外部講師を招聘し、建設業者向けセミナーを開催(第5期住宅金融学校)	(16年上期) ・8月に外部講師を招聘し、建設業者向けセミナーを開催(第5期住宅金融学校)	・セミナー内容を「財務ハンドブック」として小冊子化

<p>(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手</p>	<p>取組手法の知識習得に努め、対象先が出てきた場合、対応ができる態勢を整備する。</p>	<p>・左記態勢整備</p>	<p>・同左</p>	<p>(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザー契約」を締結</p>	<p>(16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザー契約」を締結</p>	<p>・外部研修、行内研修 ・専門機関との連携</p>
<p>(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み</p>	<p>同上</p>	<p>・同上</p>	<p>・同上</p>	<p>(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・中小企業再生支援協議会主催の会議参加 ・9月に企業再生ファンドを活用した「地域企業再生スキーム」に参加</p>	<p>(16年上期) ・中小企業再生支援協議会主催の会議参加 ・9月に企業再生ファンドを活用した「地域企業再生スキーム」に参加</p>	<p>・同上</p>
<p>(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用</p>	<p>同上</p>	<p>・同上</p>	<p>・同上</p>	<p>(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザー契約」を締結</p>	<p>(16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザー契約」を締結</p>	<p>・同上</p>

(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	同上	・同上	・同上	(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザリー契約」を締結	(16年上期) ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザリー契約」を締結	・同上
(5)産業再生機構の活用	同上	・同上	・同上	(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・7月に開催された「個別企業の産業再生機構支援についての説明会」に3名参加 ・9月、上記に係る当行の支援方針を決定 ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザリー契約」を締結	(16年上期) ・7月に開催された「個別企業の産業再生機構支援についての説明会」に3名参加 ・9月、上記に係る当行の支援方針を決定 ・9月にあおぞら銀行と「早期事業再生に係るアドバイザリー契約」を締結	・同上
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	同協議会の要請に、積極的に対応する。	・参加協力	・同左	(15年上期) ・6月、同協議会からの要請を受け、会議に2回参加 (15年下期) ・同協議会からの要請は無かった (16年上期) ・5月・7月に開催された島根県中小企業再生支援協議会主催会議に計3名参加 ・6月、個別企業に対し、協議会機能を活用し支援実施	(16年上期) ・5月・7月に開催された島根県中小企業再生支援協議会主催会議に計3名参加 ・6月、個別企業に対し、協議会機能を活用し支援実施	・同協議会に参加協力 ・同協議会の機能活用

(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	再生ノウハウの習得を図る研修を実施する。	再生ノウハウの習得取組	同左	(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・4月、第二地銀協主催会議に2名参加 ・融資トレーナーを4回開催 ・通信研修受講 ・リレバン検定試験に24名が合格し、「事業再生アドバイザー認定証」を取得	(16年上期) ・4月、第二地銀協主催会議に2名参加 ・融資トレーナーを4回開催 ・通信研修受講 ・リレバン検定試験に24名が合格し、「事業再生アドバイザー認定証」を取得	外部研修、行内研修 ・会議参加
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	モニタリング態勢を強化すると同時に、担保偏重、過剰保証の見直しに向けた取組みや第三者保証のあり方の検討を行う。	モニタリング態勢強化	同左	(15年上期) ・モニタリングマニュアルの検討着手 ・人材育成目的の行内研修開催 (15年下期) ・11月に与信モニタリングマニュアルを作成し、行内研修実施 ・3月に「しまぎんビジネスローン:トップ」を開発 (16年上期) ・4月から「しまぎんビジネスローン:トップ」の取扱開始 ・6月に行内研修を2回開催	(16年上期) ・4月から「しまぎんビジネスローン:トップ」の取扱開始 ・6月に行内研修を2回開催	モニタリングマニュアルの作成及びその周知徹底 ・顧客への説明態勢整備 ・行内研修 ・スモールビジネスローンの新商品開発
(3)証券化等の取組み	取組手法の知識習得に努め、対象先が出てきた場合、対応ができる態勢を整備する。	左記態勢整備	同左	(15年上期) ・7月、外部研修に1名参加 (15年下期) ・11月に行内研修を開催 (16年上期) ・第二地銀協主催の説明会に1名参加	(16年上期) ・第二地銀協主催の説明会に1名参加	行内研修 証券会社等との連携

(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	財務諸表の精度に応じた融資スタンスの具体的な取扱いを検討し、その態勢を整備する。	・左記態勢整備		(15年上期) ・具体的取扱いの検討 (15年下期) ・3月に具体的取扱いを決定し、全店周知 (16年上期) ・上記取扱ルールを個別取引方針策定時に活用	(16年上期) ・左記取扱ルールを個別取引方針策定時に活用	・具体的取扱いの検討、実施
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	外部データを活用した信用リスクデータベースの整備を図り、その活用方法を検討する。	・信用リスクデータの整備・充実	・信用格付の見直し	(15年上期) ・格付遷移状況の把握 ・データ蓄積手段の検討 (15年下期) ・12月に15年3月末の信用格付データと信用リスクデータとの整合性検証実施 (16年上期) ・4月に行内格付の遷移分析実施 ・5月に、「財務情報管理システム」の導入を決定 ・7月に16年3月末の信用格付データと信用リスクデータとの整合性検証実施 ・信用格付見直し準備	(16年上期) ・4月に行内格付の遷移分析実施 ・5月に、「財務情報管理システム」の導入を決定 ・7月に16年3月末の信用格付データと信用リスクデータとの整合性検証実施 ・信用格付見直し準備	・信用リスクデータと信用格付等の整合性の検証 ・信用格付の見直し ・データの蓄積、活用
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する新しい監督指針に基づいた説明態勢の整備を図る。	・左記説明態勢整備	・同左	(15年上期) ・態勢整備に向けた、今後の月次スケジュール検討 (15年下期) ・3月に各種マニュアルを作成し、行内研修実施 (16年上期) ・6月に行内研修実施	(16年上期) ・6月に行内研修実施	・各種マニュアル作成 ・行内研修

(3)相談・苦情処理体制の強化	与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する新しい監督指針に基づいた相談・苦情処理体制の強化を図る。	・左記体制の強化	・同左	(15年上期) ・態勢整備に向けた、今後の月次スケジュール検討 ・地域円滑化会議に2回参加 (15年下期) ・3月に規程、マニュアルを制定し、行内研修実施 ・地域金融円滑化会議に2回参加 (16年上期) ・地域金融円滑化会議に2回参加 ・6月に行内研修実施	(16年上期) ・地域金融円滑化会議に2回参加 ・6月に行内研修実施	・規程の見直し ・各種マニュアル作成 ・地域金融円滑化会議参加 ・行内研修
6.進捗状況の公表	進捗状況を公表する。	・進捗状況公表	・同左	(15年上期) ・8月、「要約版」公表 (15年下期) ・11月、「要約版」公表 (16年上期) ・5月に、「要約版」公表	(16年上期) ・5月に、「要約版」公表	・計画内容公表 ・半期毎に進捗状況公表

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	自己査定規程・手引きの見直し等を行い、適切な自己査定及び償却・引当を実施する。	・左記態勢整備		(15年上期) ・9月の自己査定において運用面の見直し実施 ・8月、対面査定実施 (15年下期) ・12月に手引きの改定実施 ・2月に対面査定実施 ・3月に「別冊中小企業融資編」の行内研修実施 (16年上期) ・6月に「別冊中小企業融資編」の行内研修実施 ・6月に行内「資産査定トレーニー」を実施 ・8月に対面査定実施	(16年上期) ・6月に「別冊中小企業融資編」の行内研修実施 ・6月に行内「資産査定トレーニー」を実施 ・8月に対面査定実施	・規程等の見直し ・行内研修 ・対面査定の実施
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	行内評価額と処分価格の乖離状況を踏まえ、自己査定規程の見直しを検討する。	・規程の見直し検討	・規程の見直し	(15年上期) ・行内評価と処分価格の乖離状況整理 (15年下期) ・3月に検査部門による検証機能を付加 (16年上期) ・行内評価と処分価格の乖離状況整理	(16年上期) ・行内評価と処分価格の乖離状況整理	・乖離状況整理 ・自己査定規程の見直し
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	金利設定の考え方(金利引下げの考え方も含む)を開示し、金利交渉を行う。	・左記態勢整備	・同左	(15年上期) ・マニュアル作成へ向けた、月次スケジュール検討 (15年下期) ・3月にマニュアル作成し、行内研修実施 (16年上期) ・金利引上げ対象先を選定し、月次管理のうえで交渉実施	(16年上期) ・金利引上げ対象先を選定し、月次管理のうえで交渉実施	・マニュアル作成 ・金利引き上げ対象先選定

3. ガバナンスの強化						
(1) 株式会社公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	株式会社公開銀行と同様の開示のための体制整備を図る。	・左記態勢整備	・同左	(15年上期) ・開示情報の差異分析 (15年下期) ・2月に四半期連結決算を試行 ・3月に開示規程を制定 (16年上期) ・16年6月期の四半期決算を実施 ・7月に「平成17年3月第1四半期財務・業績の概要」としてリリース	(16年上期) ・16年6月期の四半期決算を実施 ・7月に「平成17年3月第1四半期財務・業績の概要」としてリリース	・開示情報の差異分析 ・開示規程の制定 ・四半期決算の態勢整備
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	「地域貢献に関するディスクロージャー情報のあり方」を参考に、開示内容の充実を図る。	・開示実施	・同左	(15年上期) ・7月に、ディスクロージャー誌・ミニディスクロ発行 ・7月に、IR(しまぎん経営情報説明会)を兼ねた懇談会開催 (15年下期) ・10月に、ミニディスクロ発行 ・1月に、ミニディスクロ発行 (16年上期) ・4月・7月に、ミニディスクロ発行 ・7月に、ディスクロージャー誌発行 ・7月に、5ブロックにてIR(しまぎん経営情報説明会)を開催	(16年上期) ・4月・7月に、ミニディスクロ発行 ・7月に、ディスクロージャー誌発行 ・7月に、5ブロックにてIR(しまぎん経営情報説明会)を開催	・開示内容の見直し

(備考) 個別項目の計画数・・・28(株式を公開している銀行は27)

### 3. その他関連の取組み

項目	具体的な取組み	進捗状況(15年4～9月)
該当なし		

## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## 3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先債権等の健全債権化のためのフォロー態勢を強化すると同時に不良債権の新規発生防止の取組を強化する。</li> <li>・また、取組実績を公表する。</li> </ul>
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組実績半期毎公表。</li> <li>・フォロー態勢強化。</li> <li>・新規発生防止強化。</li> </ul>
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組実績半期毎公表。</li> </ul>
備考(計画の詳細)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部営業店の連携強化。</li> <li>・本部担当部署人員増員。</li> <li>・改善指導先の抽出基準の見直し。</li> <li>・新規延滞先のフォロー態勢強化。</li> <li>・信用リスクデータの蓄積。</li> <li>・支援、再生の行内研修。</li> </ul>
進捗状況		
(1) 経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～16年9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援に対する取組みは、従来より営業店長・営業店担当者と審査管理グループの経営改善担当者2名体制の下で実施しており、当行と取引先との双方合意に基づいて策定した経営改善計画書をベースに、個別に改善指導を行ってきた。</li> <li>・その結果は着実に上がってきているが、15年9月には、その対象先の中でも特に、モニタリングを強化していく必要のある先を、一定の抽出基準に基づき、「経営改善支援取組み先」として35先抽出した。</li> <li>・そして、審査管理グループの経営改善担当者の人数も2名増員の上4名体制とした。</li> <li>・また、営業店の支援・再生ノウハウ、モニタリング能力の向上を目的に、審査管理グループが「支援&lt;ランクアップ&gt;・再生マニュアル」、「与信モニタリングマニュアル」を作成し、営業店向けの研修会を開催し周知を図った。同時に、新規延滞先への対応強化を図るために本支店間での管理スキームを明確化した。</li> <li>・これら一連の対応により、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備・強化を行なった。</li> </ul>
16年4月～16年9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善支援に関する体制整備・強化は15年度に対応済みであり、16年度上期は、15年度に構築した体制の下で活動を展開している。</li> </ul>

	<p>(2) 経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～16年9月</p>	<p>・従来より、経営改善支援対象先については、当行と取引先の双方の合意に基づいて経営改善計画書を策定し、ヒヤリング等を通じて、月次・期次のモニタリングを実施の上、改善指導を行ってきた。  ・そして、改善項目の進捗状況については、営業店によるモニタリング実施後、審査管理グループに報告し、同グループが定期的にチェックを行なう形でフォローアップを実施してきた。  ・また15年9月に選定した「経営改善支援取組み先」35先については、企業実力(強味・弱味)、企業環境(機会・脅威)等を十分に分析した上で、経営改善計画の見直しを行い、各々の取引先に対する本部専担者も2名増員し体制面を強化した。  ・そして、35先については、本部専担者が営業店長・営業店担当者と同行訪問の上、15年11月に作成した「与信モニタリングマニュアル」に基づく、本格的なモニタリング活動を開始した。  ・勿論、上記35先以外の経営改善支援対象先についても、営業店に対し、同マニュアルに基づくモニタリングの徹底指導を図り、審査管理グループによるフォローアップを強化した。  ・また、16年5月には、「経営改善支援取組み先」の対象先・フォローアップ方針の一部見直し(削除先1先・追加先1先、計35先は不変)を実施した。  ・これらの取組みにより、上記35先の中で、赤字体質からの脱却・債務超過解消・支援者の協力等が具現化し、財務体質の改善が図れ健全債権化(ランクアップ)した先が、1年半で合計7先となった。  ・一方、行員のスキルアップに向けた取組としては、16年9月に審査管理グループが、行員のノウハウ向上目的に「支援(ランクアップ)・再取組事例集」を取り纏め、営業店に配布した。  ・今後、経営改善支援の取組みを継続し更に成果を上げていくための課題としては、行員の一層のスキルアップに向けた対応強化と、取引先に対する説明態勢の充実等が挙げられる。  ・取引先とのリレーションシップをより強固なものにしていくためにも、課題克服に向けた取組みを継続的に実施し、実効性のあるモニタリングを徹底することで、成果に結びつけていく方針である。</p>
	<p>16年4月～16年9月</p>	<p>・16年5月に「経営改善支援取組み先」の対象先・フォローアップ方針の一部見直し(削除先1先・追加先1先、計35先は不変)を実施した。  ・15年11月に作成した「与信モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングを本支店一体となって実施し、改善項目の進捗状況把握・フォローを徹底した。  ・その成果として、「経営改善支援取組み先」35先の内、新たに1先が健全債権化(ランクアップ)した。  ・また、16年9月には営業店行員スキルアップの一環として、審査管理グループが「支援(ランクアップ)・再生取組事例集」を取り纏め、営業店に配布した。</p>

(島根銀行)

(注) 下記の項目を含む

- ・経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

## 経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 島根銀行

【15年4月～16年9月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	3775	0		0	
要注意先	うちその他要注意先	406	29	4	23
	うち要管理先	59	4	1	3
破綻懸念先	44	2	2	0	
実質破綻先	35	0	0	0	
破綻先	67	0	0	0	
合計	4386	35	7	26	

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの の には含めない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

## 経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 島根銀行

【16年度上期(16年4月～16年9月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上 昇した先数	のうち期末に債務者区分が変 化しなかった先
正常先		3848	3		3
要 注 意 先	うちその他要注意先	358	28	1	26
	うち要管理先	66	4	0	4
破綻懸念先		37	0	0	0
実質破綻先		35	0	0	0
破綻先		67	0	0	0
合 計		4411	35	1	33

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は に含まるもの に含まない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は に含まる。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区  
 分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。